官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○行政書士法の一部を改正する法律（六五）　五
○資金決済に関する法律の一部を改正する法律（六六）　五
○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（六七）　三
〔政　令〕
○文部科学省組織令の一部を改正する政令（二一二）　三七
〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五五）　三六
〔法規的告示〕
○外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件の一部を改正する件（農林水産九三三）　三九
○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件の一部を改正する件（同九三四）　三〇
〔その他告示〕
○令和六年デジタル庁・総務省告示第八号等の一部を改正する件（デジタル庁・総務一五）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通四六四）　三五
○山形空港の施設について告示した事項に変更があった件（同四六五）　三五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、西日本高速道路株式会社工事一部完了、上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　五七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六〇
会社その他
会社決算公告　六二

本号で公布された法令のあらまし

◇行政書士法の一部を改正する法律（法律第六五号）（総務省）

1　行政書士の使命

行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとすることとした。（第一条関係）

2　職責

(一)　行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとすることとした。（第一条の二第一項関係）

(二)　行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとすることとした。（第一条の二第二項関係）

3　特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大することとした。（第一条の四第一項第二号関係）

4　業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすることとした。（第一九条第一項関係）

5　両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反及び名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定を整備することとした。（第二三条の三関係）

6　この法律は、令和八年一月一日から施行することとした。

◇資金決済に関する法律の一部を改正する法律（法律第六六号）（金融庁）

1　為替取引に関する規定の整備

債権者から委託等を受けた者が、債務者等から資金を受け入れ、債権者等に移動させる行為等であって、国内から国外又は国外から国内へ向けて資金を移動させるものの一部は、為替取引に該当するものとすることとした。（第二条の二関係）

2　資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法に関する規定の整備

(一)　履行保証人債務引受契約

資金移動業者は、履行保証人適格者との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人債務引受契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとした。（第四五条の三関係）

(二)　履行保証人保証契約

資金移動業者は、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人適格者に対し、当該資金移動業の利用者との間における履行保証人保証契約の締結の委託をし、当該委託に基づき当該履行保証人適格者と当該利用者との間で履行保証人保証契約が締結されたことを内閣総理大臣に届け出たときは、当該資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとした。（第四五条の四関係）

(三)　履行保証金弁済信託契約

資金移動業者は、信託会社等との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金弁済信託契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとした。（第四五条の五関係）